

哲学研究

第五百八十八号

ロールズの第二原理とその平等主義的性格（下）

林 芳 紀

第四節 道徳的恣意性の論点

これまでの議論を通じて確認されたように、ロールズは『正義論』の中で、諸人間に見出される自然的能力の差異や出身階層の差異などの偶然性の影響は、道徳的観点から見れば恣意的であると主張している。従来、この主張は一般に、自らの落ち度や選択の結果ではなしに人々のもとに降りかかる悪運の影響は是正・補償されなければならないという、いわゆる「運平等主義」的な発想として理解されてきた。もっとも、前節の最後で見たように、ロールズは格差原理が「補償原理」であることを明確に否定しており、少なくともロールズ本人の発言から判断するかぎりでは、運平等主義的な発想は否定されているように思われる。

だが、他方でロールズは、やはり運平等主義的な主張として理解可能な議論を『正義論』の至る所で繰り返している。例えば、ロールズは、格差原理の性格を次のように説明している。

結局のところ、格差原理とは、自然的才能の分配を共通資産とみなし、たとえその分配の結果がどう転ぼうともそ

こから生まれる利益を分け合う、ということへの合意を表しているものと理解できよう。誰であれ自然の恵みに与ってきた人々は、負け組の人々の状況を改善するという条件のみ、自らの幸運から利益を得ることが許される。自然のおかげで有利である人々は、単に自分たちが恵まれているという理由だけで利益を得てはならないのであり、訓練や教育の費用を補填することで自らの天賦の才をさほど恵まれない人々をも助けるような仕方を用いる場合のみ、利益を得るべきである。誰も、自らのより大きな生来の能力に値することもなければ、社会におけるより好ましい出発点を当然の報いとして受ける (merit) わけでもないのである。(J1101/rev. 87. 強調は筆者による)

この引用を一読するかぎり、ここでロールズが展開しているのは、紛れもなく運平等主義的な議論のように思われる。すなわち、人々の優れた才能や能力は偶然的な幸運の結果にすぎず、人々は誰一人として自らの自然的資質やそれを用いて生み出された利益に値することもなければ、それらに対する権原を持つこともない。だからこそ、それらはすべて共通資産として、格差原理を通じた再分配の対象とされなければならないのだ、と。ならば、やはりロールズの格差原理の背後にあるのは、ロールズ本人の主張とは裏腹に、運平等主義的な発想と解釈せざるをえないだろうか。本節では、誰一人として自らの自然的能力や出身階層に値しない、というこのロールズの議論の真意を検討することにより、この問題の解決を試みる。

さて、この問題を検討するには、しばしばこの運平等主義的な解釈のもとで行われるロールズ批判と、実際のロールズの立場を比較検討するのが有用であろう。例えば、リバタリアニズムの立場からのロールズ批判の急先鋒として名高いノージックは、上掲のロールズの引用に関して、ノージック自身の支持する権原理論の論駁がここでのロールズの目論見であると解釈したうえで、権原理論の立場からの反論を開始している。

ノージックによれば (cf. Nozick 1974: 225 [371])、人々が自らの自然的資質を利用して何かを生み出した場合、たとえその自然的資質が当人に値する、とまでは言えなくとも、それでもなおその人にはその生産物に対する正当な権原が認

められる（または、少なくとも、そのようなタイプの権原理論を構築することができる）のであり、ある人が自らの自然的資質に値するか否かという問題は、その人が自らの自然的資質を用いて作り出したものに対して正当な権原を持つという事実を、まったく揺るがすものではない。つまり、たとえ諸個人間の自然的資質の差異が道徳的観点から見れば恣意的であり、人々は決して自らの自然的資質に値しないとしても、その点を指摘するだけでは権原理論を論駁したことにはならないのである。この論点をより一層明確にするために、ノージックは、上記のロールズの議論に対しては権原理論の立場から以下のような推論が提出可能であると主張する（Nozick 1974: 225-6 [372-3]）。

- 1 人々は自らの自然的資質に対する権原を持つ。
- 2 人々が何かに対する権原を持つならば、彼らは（いくつかの特定のタイプの過程を経て）それから流れ出すものすべてに対して権原を持つ。
- 3 人々の保有物は自らの自然的資質から流れ出る。ゆえに、
- 4 人々は自らの保有物に対する権原を持つ。
- 5 もし人々について何物かに対する権原があるならば、彼らはその物を持たねばならない（そしてこれは、保有物についてどのような平等推定があるとしてもそれに優越する）。

たとえ人々の自然的資質が道徳的観点から見れば恣意的であり、人々が自らの自然的資質に値することはないとしても、それだけでは、人々が自らの自然的資質を用いて生み出した利益に対して権原を持たないとか、それらはすべて共通資産とみなされなければならない、などという結論を導き出すことはできない。人々が自らの自然的資質に値するかという論点と、人々は自らの自然的資質から生み出された利益に対する権原を持つかという論点は、まったく別物である。このようにして、ノージックは、「人々の自然的資質が道徳的観点からして恣意的であるかどうかにかかわらず、人々にはそれら及びそれらから流れ出るものに対する権原がある」（Nozick 1974: 226 [373]）と主張し、自然的資質の道徳

的恣意性に訴えることで権原理論の論駁を試みるロールズの議論は、失敗に終わっていると結論づける。

では、このノージックの批判に対して、ロールズはどのような再反論を提出できるだろうか。確かに、上のノージックの推論自体は完全に妥当であり、それを論駁することは困難に思われる。だが、それでもなお、保有物が自然的資質から流れ出るその途上（Ⅱ上の推論の前提②）にある「特定のタイプの過程」とはいかなる過程であるべきか、という問題を提起する余地は残されている。⁽¹⁾ ノージックの場合、その過程に該当するのは、人々の自然的資質から何かの流れ出る際に誰一人の（自然的）権利や権原の侵害にもならない、ということである（Nozick 1974: 225 [371]; cf. *ibid.*, 225n [372n]）。他方、ロールズが自然的資質の道徳的恣意性へと言及する際に照明を当てているのも、まさしくこの問題である。つまり、ロールズが道徳的恣意性の見解に訴えることで提起している問題とは、人々が自らの自然的資質を用いて作り出したものに対して権原を持つかどうかではなく、保有物が自然的資質から流れ出る際の条件（過程）とはいかなる条件であるべきか、である。

この点を、『正義論』の叙述をもとに検証しよう。まず、ノージックの見立てとは異なり、人々が自らの自然的資質を用いて作り出したものに対して権原を持つという点では、ノージックとロールズの間不一致は存在しない。この事実、以下のロールズの叙述の中に認められる。

より好ましい状況にある人々は他の人々の利益となるか否かにかかわらず自分たちのより大きな利益を受けるに値するのではないか、と言って反対したくなるのは自然なことである。この時点で、値するという観念についてはっきりさせておく必要がある。諸々の公的規則の機構としての正義にかなった協働システムと、それによって定められる期待を所与とすれば、自らの状況を向上させるといふ見通しのもと、報いが与えられてしかるべきであるとそのシステムが明言しているような事柄を行った人々が、そうして獲得する利益に対して権原を持つことは、完全に正当である。この意味で、より幸運な人々は、彼らのよりよい状態に対する請求権を持つのである。彼らの請求権

は、諸々の社会制度によって確立された正当な期待にほかならず、共同体はそれに応えざるをえない。だが、こうした意味で値するということは、協働的機構の存在を前提としている。それは、そもそもその機構が格差原理に従って設計されるべきか、あるいは他の何らかの基準に従ってかという問題とは、関係がないのである。(TJ 103/REV. 83-9.* 強調は筆者による)

このように、ロールズは、「正義にかなった協働システム」が規定する諸規則に則って利益が獲得される場合、その利益に対して人々が正当な権原を持つことや、その意味であれば、人々はそのような仕方でも獲得した利益に「値する」とを、決して否定していない。しかも、この権原は、所定の手続に則って利益が獲得されているかぎり、獲得の途上で人々の自然的資質がいかなる寄与を果たしているかという問題とは、まったく無関係に成立する。だからこそ、幸運な人々が自らの恵まれた資質を活かして利益を獲得する場合でも、その利益が正義にかなった協働システムの定める諸規則に則って獲得されるかぎり、人々はそれに対する正当な権原を持ち、その利益に「値する」のである。ただし、上の強調部に見られるように、人々が何かに対して権原を持つ、またその意味で、この何かに「値する」と言われるとき、そこには必ず何らかの協働システムの存在が前提されている。言い換えれば、人々が何に対して正当な権原を持つかは、ある特定の協働システムを通じて確定されるのであり、この権原確定システムとしての協働システムの存在を前提としないかぎり、人々はいかなる利益に対しても権原を持たず、またその意味で、いかなる利益にも「値しない」のである。

そして、このようなロールズの権原観は、ノージックが反論として提示していた上記の推論とも、まったく齟齬をきたさない。というのも、ロールズは、人々の自然的資質から「特定のタイプの過程」(「特定の権原確定システム」)を経て利益が生み出される場合、そうして獲得された利益のすべてに対して人々が正当な権原を持つということ、またその意味で、人々はその利益のすべてに「値する」ということを、完全に許容しているからである。となれば、ノージック

が反論に際して前提としていた運平等主義的な解釈、すなわち、ロールズは自然的資質の道徳的恣意性の見解に訴えることで、人々は自らの自然的資質を用いて生み出した利益に対して権原を持つという見解の論駁を試みているという解釈は、誤りである。だが、そうだとすれば、誰一人として自らの恵まれた自然的能力や出身階層に値しないという本節冒頭に掲げたロールズの見解は、実際には何を主張しようとしているのだろうか。

それは、先にも示唆しておいたとおり、「保有物が自然的資質から流れ出る際の条件（＝「特定のタイプの過程」とはいかなる条件であるべきか」という問題に関係している。つまり、ここでロールズが否定しようとしているのは、自らの恵まれた自然的資質を用いてより多くの利益を生み出した人々はその自然的資質に値するからこそ、自分たちにとって有利なタイプの権原確定システムそれ自体に対する請求権を持つのだ、そうしたタイプの権原確定システムに値するのだ、といった類の主張である。

おそらく、より優れた自然的資質を持つ人はその発達を可能にする資産や優れた性格に値するのではないかと考える人もいるであろう。そうした人はこのような意味でより価値がある (more worthy) のだから、彼はその自然的資質を用いて獲得しうるより多くの利益に値する、というわけである。しかし、こうした見解は間違いなく誤りである。誰ひとりとして社会の中の自分の最初の出发点に値しないのと同様、誰ひとりとして生得の資質の分配における自らの位置に値しないということは、われわれの熟慮に基づく判断の固定点のひとつであると思われる。また、ある人はそのおかげで自分の能力を伸ばすべく努力することができるといえるような優れた性格に値するといふ主張も、等しく疑わしい。なぜならば、この性格は、当然自分に帰するものとして彼が要求することのできない、幸運な家族や社会的環境に大部分依存しているからである。値する (deserve) という観念は、これらの事例には当てはまらないように思われる。したがって、より有利な状態にある代表的人物は、他の人々の福祉に寄与しない仕方での利益を獲得することも許されるような協働の機構に対する権利に値しており、だからこそそうした機構に対する権利を

持っているのだ、などと言うことはできない。彼がこのような請求を行う、基盤は存在しないのである。(TJ 1034 / rev. 89*・強調は筆者による)

この引用の内容を、順を追って読み解いてみよう。まず、ここで照明が当てられているのは、格差原理に対するひとつの可能的反論である。その反論は、およそ以下のようにして格差原理に反対する。すなわち、労働や努力を通じて自らの自然的資質を開花させ、それによってより多くの利益を生み出した人は、当然その労働や努力に値するのだから、そうして獲得されたより多くの利益にも値する。とすれば、人々は自らの自然的資質から流れ出たすべての利益に対する権原を持つはずであり、格差原理のように人々に権原が認められている利益の一部を奪い取るのは不当ではないか、と。この反論に対してロールズは、次のように回答する。「誰ひとりとして生得の資質の分配における自らの地位に値しないということは、われわれの熟慮に基づく判断の固定点のひとつ」であるから、たとえ人々が労働や努力を通じて自らの自然的資質を開発し、それを通じて大きな利益を生み出したとしても、そうした生み出された利益のすべてに人々が値する、という見解は、「間違いなく誤り」である。

このように主張することで、一見したところロールズは、先に斥けておいたノージックからの批判を再度引き寄せているようにも思われるが、このような判断を下すのは早計である。先の引用の中で、ロールズがどのような主張を否定しているのかに着目してもらいたい。ここで否定されているのは、引用の強調部に見られるとおり、労働や努力を通じて自らの自然的資質を開発した人々は当然その労働や努力に値することから、格差原理とは別のタイプの協働の機構——すなわち、彼らにとって有利なタイプの権原確定システム——の確立を請求する権利を持つ、という主張である。つまり、ここで照明が当てられているのは、人々がある特定の生産物に対して権原を持つかという問題ではなく、ある特定のタイプの権原確定システム、それ自体の確立が正当化されるかという、まったく別の問題である。そして、このように、権原確定システムそれ自体の正当化が問題とされている場合、あたかもある特定の権原確定システムの存在がす

でに前提とされているかのような仕方、この問題を議論することはできないはずである。にもかかわらず、人々は自らの労働や努力に値しており、自らの自然的資質やそれを用いて生み出した利益に当然値しているのだから、自然的資質に恵まれた人々は格差原理を不服とする正当な論拠があるのだと主張される場合、その主張の中には、人々がいかなる事物に対して正当な権原を持つかはあらかじめ確定しているという、暗黙の前提が入り込んでい。言い換えれば、この類の主張は、いかなる権原確定システムの確立が正当化可能かというロールズが提起する問題に対して論点先取の誤りを犯しており、その点で、こうした主張は、「間違いなく誤り」なのである。

さて、以上の議論により、誰一人として自らの恵まれた自然的能力や出身階層に値しないというロールズの見解が何を意味しているのか、それはやはり運平等主義的な主張ではないのかという本節冒頭の問題に対して、明確な回答が与えられる。まず、ロールズは、ノージックに代表される従来の支配的な解釈に反して、人々が自らの自然的資質やそれを用いて作り出した利益に対して権原を持つことを決して否定していない。だが、これが意味しているのは、人々は自らの自然的資質を用いて作り出した利益のすべてに対して無条件に権原を持つということではなく、人々の自然的資質から「特定のタイプの過程」(＝特定の権原確定システム)を経由して利益が生み出されているかぎり、人々はそれらの利益のすべてに対して権原を持つということである。つまり、ロールズの考えでは、人々が具体的にいかなる事物に対して正当な権原を持つかという問題は、それに先立つ特定の権原確定システムの存在を前提として初めて回答可能となり、先行する権原確定システムの存在を離れては、人々が何らかの事物に対して権原を持つことはありえない。だとすれば、その権原確定システムそれ自体の正当化の問題を議論する際に、人々は自らの自然的資質やそれを通じて生み出された利益に対して権原を持つと主張するだけでは、いかなる特定の権原確定システムの確立を主張するための論拠にもならない。少なくとも権原確定システムそれ自体の正しさが議論されるべき場面で、人々は自らの自然的資質やそれを用いて生み出された利益に値するのだからそれらすべてに対する権原が当然認められるべきだと主張することは、

論点先取の誤りを犯すことになる。その意味で、誰一人として自らの恵まれた自然的能力や出身階層に「値する」ことはないのである。

また、以上の議論を踏まえれば、ここでロールズが展開しているのが運平等主義的な議論でないことも明らかである。ここでロールズが主張しているのは、一部の人々がより恵まれた自然的資質を持つからといって、その事実だけでは彼らにとって有利な権原確定システムの確立を正当化する十分な論拠にはならない、ということにすぎず、それは、自然的資質の差異やそれが人々の権原に対して及ぼす影響は抹消されるべきだといった、運平等主義的な主張とはまったく別物である。つまり、ここでロールズが展開しているのは、ギバードが指摘するように（第一節参照）、権原確定システムの確立の問題を議論する際に、自然的・社会的偶然性の影響をあたかも所与の関連要因であるかのように正当化の議論に持ち込むのは不適切だという、消極的な議論である。したがって、具体的にどのような権原確定システムが正当化されるかという問題について、この議論それ自体は何も述べていない。諸個人間に自然的資質の差異が存在するという事実は、それだけでは、自然的資質に恵まれた幸運な人々に有利なタイプの権原確定システムの確立を十分には正当化しない。だが、もしそれ以外の正当化の方法が見出されるのであれば、人々の自然的資質の差異を何らかの仕方で反映した権原確定システムが正当化される可能性も、決して閉ざされてはいないのである。

第五節 第二原理の解釈問題の再検討

これまでの節では、自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性というロールズの主張が、その正義理論の中でどのような役割を果たしているのかを検討してきた。以上の議論が正しければ、自然的であれ社会的であれ、偶然的な要因が結果に対して及ぼす影響は道徳的観点から見ても恣意的であるとロールズが主張するときこそ意図されているのは、そうした偶然的事実に依拠するだけではそれらの要因の結果として生じた不平等を十分には正当化できないという、消極的

な議論である。したがって、それは、運平等主義のように、だからそうした偶然的要因は抹消されなければならないとか、そうした要因の影響の結果として生じた不平等は是正されなければならないということを意味するわけではない。ならば、この新たな知見に照らしてみたとき、自然的自由のシステムからリベラルな平等の解釈を経て民主的平等の解釈へと至るといふ、第二原理の解釈問題についてロールズが提示していた議論（第一節参照）は、どのように理解することができるだろうか。そこで、最後に、この第二原理の解釈問題に関するロールズの議論に対して、運平等主義とは異なる立場からひとつの整合的な解釈を与えてみたい。そして、その解釈をもとに、ロールズの正義の二原理、特に第二原理の背後に潜む、その根本的な平等主義的性格を描出したい。

1 自然的自由のシステムからリベラルな平等へ

まずは、自然的自由のシステムが否定されてリベラルな平等の解釈が選好されるまでのプロセスについて、再検討しよう。もし、前節の議論が正しければ、ロールズが形式的な機会の平等（自然的自由のシステム）を否定し、公正な機会の平等（リベラルな平等）を選好するその背後にあるのは、前者が放置する社会的偶然性の道徳的に恣意的な影響を後者が抹消・是正するといった、単なる運平等主義的な発想ではない。むしろ、公正な機会の平等は、社会的偶然性の影響の抹消・是正という運平等主義的な発想とは無関係に、それ自体で独立に正当化可能な事柄とみなされなければならない。

ならば、どのような事柄が、単なる形式的な機会の平等ではなく公正な機会の平等の採用を、それ自体で独立に正当化しうると考えられるだろうか。その候補として即座に思い浮かぶのは、効率性の考慮であろう。もし、自由市場に基づく分配がその効率性ゆえに支持されるのであれば、様々な職業や役職への就任の機会は各人の能力に対して開かれているべきであり、恣意的な差別によってその機会を閉ざすことは、人的資源の浪費である。そのため、自由市場に対し

て形式的な機会の平等を制約として課すことは、社会の生産性の向上という効率性の観点から見て理にかなうものと考えられる。そして、この論理を突き詰めていけば、単なる形式的な機会の平等よりも、同等の能力と意欲を持つ諸個人がその出身階層に関わりなく同等の成功の見込みを持つことを要求する公正な機会の平等のほうが、能力に応じた適材適所が一層推し進められる点で、より効率的であると考えられる。

だが、ロールズは、機会の平等が効率性を根拠として支持されるとい見解を、明確に否定している。

開かれた地位が要求される唯一の、またはその主要な理由が、効率性にあるわけではないことは、注記しておかなければならない。いやしくもある制度配列からすべての人々が利益を得ることが実際にあるとすればそこでは役職が開かれたものであるはずだ、などは主張していない。というのも、一部の集団がある地位から除外されているという事実があるにもかかわらず、その地位に一定の権能や利得が割り当てられていることで全員が改善するという可能性も、考えられなくはないからである。おそらくこれらの役職は、アクセスが限定されている場合でも、優れた才能を集めることでよりよい成果を引き出しうるだろう。だが、開かれた地位の原理はこれを禁止している。この原理が表明しているのは次のような確信である。すなわち、一部の地位が公正な基盤に基づいて全員に開かれていないかぎり、そこから排除されている人々は、たとえそれらの地位の保有を認められた人々のより一層の努力を通じて利益を得るとしても、正義に反した仕方を取り扱われていると感じる正当な理由を持つ。彼らが不平を訴えることが正当とみなされるのは、役職に伴う報酬や特権から彼らが除外されているからだけではなく、熟練と献身によつて社会的義務の遂行に臨むことに起因するような自己充足の体験を妨げられているからでもある。そうした人々は、人間的な善の主要形態の一部を剝奪されるのである。(TJ & Rev. 73. 強調は筆者による)

ロールズによれば、職業や役職が能力に対して開かれているほうがそうでない場合に比べて社会の生産性が向上する、効率的であるなどと考える十分な証拠は認められず、機会の平等という制約が課されるべき理由を効率性に求めること

はできない。むしろ、機会の平等は、単なる効率性からの要請ではなく、それ自体が正義の要求とみなされなければならない。つまり、上掲引用の強調部に示されているように、出身階層によってある種の職業や役職に就く機会が生まれながらに剝奪されているという事態は、そうした職業や役職に就くことから得られる自己充足を経験する機会が生まれながらに剝奪されているということにはかならず、その点でこれは深刻な不平等であり、不正義であると判定されるのである (cf. TJ 7/rev. 7)。

となれば、ロールズが自然的自由のシステムを否定してリベラルな平等を愛好する理由は、もはや明白である。ロールズの考えでは、出身階層の不平等などを原因として生まれながらに諸個人間に発生する人生の見込みの不平等は、それ自体が深刻な不平等、不正義である。それに対して、形式的な機会の平等は、一定の職業や役職に就任する機会に対する恣意的な差別を除去し、能力に応じた社会経済的地位の開放を促すことで、人生の見込みの不平等の縮小にある程度までは寄与する。だが、それでもなお、出身階層の不平等は、諸個人の能力が十分に開発される見込みに対して影響を及ぼし続けるので、形式的な機会の平等では、その深刻な不平等・不正義を十分に縮減することはできない。他方、公正な機会の平等は、同等の能力や意欲を持つ諸個人が同等の成功の見込みを与えられるよう、教育制度などの整備を要求する。つまり、公正な機会の平等は、諸個人が各々自らの能力を開発する平等な機会を創出し、そうして開発された能力に応じて職業や役職を獲得する機会を諸個人に与えることで、生まれながらの諸個人間の人生の見込みの不平等の縮小に一層の貢献を果たす。その点で、公正な機会の平等は、単なる形式的な機会の平等よりも正義の要求に合致しており、自然的な自由のシステムとリベラルな平等を比べれば、後者のほうがより正義にかなうと判定されるのである。

2 リベラルな平等から民主的平等へ

以上のように、自然的自由のシステムからリベラルな平等への移行の背景には、生まれながらに発生する諸個人間の

人生の見込みの不平等はそれ自体正義に反するという発想があり、そこから、単なる形式的な機会の平等にとどまらない公正な機会の平等の実現が、正義の要求として選好されるに至ると考えられる。もともと、ロールズは、決してこのリベラルな平等に安住することなく、さらに格差原理を付加した民主的平等の解釈を選好したのであった。ならば、この第二の移行の背後にあるロールズの発想とは、どのようなものだろうか。

先に指摘しておいたように(第一節参照)、ロールズ本人はこの第二の移行の背後に潜む論理を詳細には説明しておらず、それはわれわれにとって未だブラックボックスの中に取り残されている。だが、ロールズは、格差原理を持つ平等主義的な含意を説明した『正義論』第一七節において、民主的平等以外の第二原理の解釈は「メリトクラシー的」(meritocratic)な社会に傾く危険性があると指摘している(Cf. TJ 107/rev. 91)。そして、このメリトクラシー的社会の危険性という見地から、リベラルな平等が不十分な理由としてロールズが挙げていた二つの論点(第一節参照)を捉え直すことで、このブラックボックスを説明するヒントが与えられるように思われる。ならば、なぜリベラルな平等の解釈はメリトクラシー社会に陥る危険性があるのか。また、メリトクラシー的な社会は、なぜ正義の観点からすれば望ましくないのか。以下では、これらの問題の検討を通じて、リベラルな平等から民主的平等への移行に潜むロールズの見解を炙り出したい。

そこで、まずは、第二原理のリベラルな平等の解釈のもとでどのような社会が実現されるかを想像してみよう。リベラルな平等では、公正な機会の平等という制約のもとで社会的・経済的不平等が許容されるので、同等の能力や意欲を持つ諸個人が出身階層に関わりなく同等の成功の見込みを持つことができるよう、社会制度が整備される。したがって、公正な機会の平等が完全に達成されたリベラルな平等の社会とは、本人の能力や意欲に応じて誰にでもそれなりの成功の見込みが開かれている社会である。

この社会では、出身階層の不平等が社会経済的地位の不平等へとそのまま反映されてしまうことが防止されており、

その点を見れば、確かにこれは望ましい社会に思われる。だが、この社会の中では、ロールズがリベラルな平等の第一の問題点として指摘していたように、諸個人間の自然的能力の不平等が社会経済的地位の不平等へと反映されることは完全に許容されており、またそれゆえに、あからさまな能力主義的風潮が助長される危険性があると考えられる。つまり、このリベラルな平等の社会では、他の人々に比べて相対的に低い社会経済的地位にある人々は、もともと本人に能力がないか、その開発の努力を怠ってきたかのいずれかであるといった見方が、社会に蔓延するおそれがある。

無論、もし公正な機会の平等が完全に達成されており、同等の能力や意欲を持つ諸個人が同等の成功の見込みを持つような社会制度が厳格に整備されているのならば、その結果として生じる不平等は必ずしも正義に反しておらず、上記の風潮にも問題があるとは言えないのかもしれない。だが、ロールズがリベラルな平等の第二の問題点として指摘していたように、公正な機会の平等は、家族制度の存続を前提とするかぎり、実際問題としては達成不可能である。「努力しよう、やってみよう、またそうすることで通常の意味で値する者になろう」という意欲ですら、それ自体幸福な家庭や社会環境に左右される」(TJ 74 / rev. 64) のである。

したがって、リベラルな平等の社会では、公正な機会の平等が完全には達成不可能であることから、生まれながらにして諸個人の間に見込みの不平等が発生することは不可避的であるが、その結果として社会階層の固定化が進行し、公正な機会の平等の成立基盤は侵食されていく。他方、それでもなおこの社会では、公正な機会の平等が正義の要求として人々の間に受け入れられているので、その結果として、諸個人間の社会経済的地位の不平等は諸個人間の能力や意欲の差を純粹に反映した正当な不平等であるといった、能力主義的な認識が蔓延する。こうして、リベラルな平等の社会は、能力主義的な風潮のもと階層の固定化を助長することになるが、その挙句に行き着くと思われるのが、以下のメリトクラシー的社会である。

この形態の社会秩序は、才能に対して開かれた職業という原理に従い、経済的繁栄や政治的支配の追求へと向けら

れた人々のエネルギーを発散するための手段として、機会の平等を利用する。上流階級と下層階級の間には、生活手段の面でも組織上の権利や特権の面でも、著しい乖離が見出される。貧困層の文化は力のないものとなる一方で、支配的でテクノクラートの文化は、権力や富の国家的目的への貢献という安定的な基盤のもとに支えられる。機会の平等は、個人が影響力や社会的地位を追求する裏で、不運な人を取り残しておくことへの、平等なチャンスの意味しているのである。(TJ 106-7 / rev. 91. 強調は筆者による)

では、このメリトクラシー的な社会は、なぜ正義に反すると考えられるのだろうか。その理由は、こうした社会の中では、個人間の出身階層や自然的能力の不平等を反映する形で発生した社会経済的地位の不平等が、およそ無根拠のままに容認されてしまう点にあると考えられる。諸個人間の出身階層の不平等は、公正な機会の平等の実現という観点から見れば、社会的・経済的不平等の原因としては明らかに正当化不可能である。他方、諸個人間の自然的能力の不平等は、一見したところ、社会の生産性の向上や効率性に訴えることによって正当化可能であるようにも思われる。だが、諸個人間の自然的能力の開発には、社会環境や家庭環境の影響が多分に反映されるのであり、そうした影響を完全には排除不可能な環境下において、社会生産に占める諸個人の貢献度を有意味に語ることはできない (TJ 311 / rev. 273-4; cf. Pogge 1989: 76-9)。にもかかわらず、メリトクラシー的社会では、出身階層の不平等という社会的偶然性や、その社会的偶然性の影響のもとで出現する諸個人間の才能や能力の差異という自然的偶然性が、諸個人間の社会的・経済的不平等へと反映されてしまい、その不平等が何ら正当な理由もないままに許容されてしまう。その点で、メリトクラシー的社会は、正義に反しているのである。

かくして、諸個人間の自然的能力の不平等が成功の見込みの不平等へと反映されることを許容するリベラルな平等の解釈は、そこに体现されている公正な機会の平等という理念だけを見れば、必ずしも正義に反するわけではない。だが、公正な機会の平等は、その完全な達成の不可能性とあいまって、結局は社会階層の乖離と固定化をもたらし、自然的能

力の不平等を根拠とした社会的・経済的不平等を容認するメリトクラシー的社會の正当化論理へと、転落してしまふ。言わば、公正な機会の平等という正義の理念は、その完全な達成の不可能性に媒介されることで、正義に反した社会的・経済的不平等の固定化の正当化論理へと転化するのである。そして、こうした公正な機会の平等の理念と実態との乖離から生じるメリトクラシー的傾向を抑止すべく要請されるのが、格差原理やそれを体現した民主的平等の解釈と考えられる。

では、この民主的平等の解釈は、公正な機会の平等が陥りがちなメリトクラシー的傾向を、どのようにして抑止するのか。単純に考えれば、それは次のようになる。格差原理は、自由市場の競争を通じて決定される経済的不平等に介入することで、公正な機会の平等の成立基盤が破壊されるのを防止するという、実体的効果を持つ。例えば、格差原理の要求に基づいて施行される所得再分配制度は、特定の社会階層における所得や富の蓄積を防止するとともに、出身階層や自然的能力に恵まれない人々に対して職業訓練や教育を与えるための費用を拠出することで、公正な機会の平等の理念から大きく離反した社会環境が形成されるのを防止する。つまり、現実問題としては決して完全に達成されることがなく、それ自体単独では理念と実態の乖離が生じがちな公正な機会の平等は、格差原理によって補充されて初めて、その理念と実態の間の大幅な乖離を免れるのである。

もっとも、たとえ格差原理がこうした補完的機能を果たすとしても、諸個人間の出身階層や自然的能力の不平等が社会経済的地位の不平等を生み出すことは避けられず、公正な機会の平等が完全に達成されることはない。生まれながらにして諸個人間に人生の見込みの不平等が発生するという不正義は、民主的平等の解釈のもとでも完全には是正されないのである。となれば、より完全な正義の達成に向けて要求されるべきは、格差原理による公正な機会の平等の補充よりもむしろ、公正な機会の平等の達成を阻害する家族制度の廃止のようにも思われる。

だが、ロールズは、そのような見解を明確に否定している。

公正な機会の平等原理の首尾一貫した適用は、人々のことを、その社会的地位の影響からは独立した形で眺めるよう、われわれに要求する。だが、この傾向はどこまで持ち越されるべきだろうか。たとえ（先に規定されてきたような意味での）公正な機会が実現されているとしても、結局は家庭が諸個人間のチャンスの不平等を生み出してしまうのではなからうか。ならば、家庭も廃止されるべきなのだろうか。機会の平等をそれだけで考察し、それに対してそれなりの優越性を認めるのであれば、機会の平等という考えはこの方向へと傾いていく。だが、正義論全体のコンテキストの中では、この行程へと歩みを進めることにはさほど大きな緊急性がない。格差原理の承認は、リベラルな平等のシステムの中に胚胎する社会的不平等の根拠を再定義するのである。そして、もし博愛原理や補償原理に適切な重みが認められることになれば、自然的資質の分布や社会環境の偶然性は、より受け入れやすいものとなる。(『J』511-2/rev. 447-8. 強調は筆者による)

このように、ロールズは、公正な機会の平等の理念を十全に達成すべく家族制度を廃止するという案を、必ずしも支持しない。これは一見して不可解であるが、この見解の背後には、次のようなロールズの洞察があると思われる。先に見たとおり、機会の平等の理念は、自然的・社会的偶然性の不平等をそのまま反映した社会的・経済的不平等の正当化論理へと転化し、メリトクラシーの社会を招来する危険性を孕んでいる。だが、そうした転化の原因は、公正な機会の平等が現実には達成不可能という点にのみ求められるわけではない。むしろ、その主要な原因は、機会の平等という理念それ自身が、「個人が影響力や社会的地位を追求する裏で不運な人を取り残しておくことへの、平等なチャンス」(『J』106-7/rev. 91) を意味するものとして諸個人の間で受け入れられる可能性を、常にすでに胚胎していることにある。だからこそ、公正な機会の平等という正義の要求がメリトクラシー的な社会へと陥る傾向を防止するにあたって重要なのは、公正な機会の平等の理念を極限まで推し進め、その十全な達成を追求することではない。むしろ、そこで求められるのは、上掲引用の強調部に見られるとおり、「リベラルな平等のシステムの中に胚胎する社会的不平等の根拠を再

定義する」ことである。そして、このように「基礎構造の目標に変容を及ぼして、諸制度の全機構がもはや社会効率やテクノクラシー的価値を強調することのないようにする」(TJ 101/rev. 87) という役割こそが、格差原理に求められる本来的な役割と考えられるのである。

では、いかにして格差原理はこのような役割を担いうるのか。そもそも格差原理においては、もともと不遇な人々の状況の改善を条件として社会的・経済的不平等が許容されるが、ロールズによれば、このような格差原理の要求には補償原理や博愛の精神が体现されているという。無論、以前に確認したように(第三節)、ロールズは格差原理を補償原理と同一視していない。だが、格差原理のもとでは、「自然によって厚遇されている人々は、それがどんな人々であろうとも、負け組の人々の状況を改善するという条項のもとのみ、自らの幸運から利益を得ることが許される。自然的能力の点で有利な人々は、単に彼らがより天恵にあずかっているという理由だけで利益を得るべきではないのであり、訓練や教育の費用を負担し、さほど幸運でない人々も助けられるように自らの資質を利用することだけが許される」(TJ 101-2/rev. 87)。²⁾ このような意味で、格差原理は、補償原理が意図するところの一部を達成すると考えられるのである (cf. TJ 101/rev. 87)。

また、ロールズによれば、「格差原理は、博愛の自然な意味、すなわち、それほど生活状態のよくない他の人々の利益になるのでなければより多くの利益を持つことを望まない、という考えに対応している」(TJ 105/90) が、このように補償原理や博愛の性格を持つ格差原理が、公正な機会の平等と並ぶ正義の要求として付け加わることで、公正な機会の平等の理念が内包するメリトクラシー的傾向は抑制される。というのも、公正な機会の平等と格差原理から成り立つ民主的平等は、出身階層や自然的能力に恵まれた人々がその恵まれた境遇を利用して利益を得ることは一応許容されるものの、そうした社会的・経済的不平等が許容されるのは、あくまでも他の恵まれない人々の状況を改善するためであり、他の恵まれない人々を犠牲にしてより大きな利益を得ることは許されないという見解を、正義の要求として明確

に表明するからである。そして、このような再解釈を通じて、公正な機会の平等の理念がそれ自体単独の正義の要求として理解される場合に陥りがちな、「個人が影響力や社会的地位を追求する裏で不運な人を取り残しておくことへの、平等なチャンス」というメリトクラシー的な含意は、雲散霧消する。実際、このようなロールズの見解は、以下の叙述の中に示唆されている。

そこから（「格差原理を通じて社会の基礎構造の目標に変容がもたらされることから」帰結するのは、もっとも不遇な人々に対して自分自身の価値についてのしつかりとした感覚が獲得されなければならず、またこのことが、社会階層構造の形状や正義が許容する不平等の程度に対する制限となる、ということである。したがって、たとえば教育上の資源を割り当てる際には、その投資が生産能力の訓練という形でどれだけ回収されるかという点を唯一の基準とすべきでもなければ、それを必ずしも主要な基準とみなすべきでもない。むしろ、その資源は、より不遇な人々も含めた市民の私的生活や社会生活を豊かにするうえでどれだけの価値をもつかという点も加味して、割り当てられるべきである。（TJ 107 / rev. 92）

公正な機会の平等は現実には達成不可能であることから、リベラルな平等の社会のもとで出身階層や自然的能力に恵まれない人々は、常に正義に反した状態のもと、自らの不利な境遇を甘受させられる。だが、公正な機会の平等に格差原理が付加されると、出身階層や自然的能力に恵まれた人々が他の恵まれない人々を犠牲にしてより大きな利益を得ることは許されないという見解が、第二原理全体によって表明される正義の要求として再定式化され、またその結果として、例えば教育制度にも、新たな意味合いが付与される。もし、リベラルな平等のように、もっぱら公正な機会の平等の要求に則して教育制度を整備するならば、諸個人の能力開発を通じた生産性の向上という見地から、能力に長けた人々に対して重点的に教育資源が配分される可能性が高い。だが、それだけでは、社会環境や家庭環境のために自らの能力を十分開花させる機会を損なわれた不運な人々を、能力の劣る人々と決めつけ、メリトクラシー的傾向を強化することに

なりかねない。他方、民主的平等のように、公正な機会の平等とともに格差原理もまた正義の要求とされる場合、「教育上の資源を、もっとも不遇な人々の長期的な見通しを改善すべく割り当てる」(TJ 101 / rev. 86-7) ことが、教育制度を整備する上でのさらなる要求として付加される。具体的には、「自分の社会の文化を享受して社会的な事柄への参画を可能にし、またそうすることで、各人に対して自分自身の価値についてのしっかりした感覚を与えることを可能にするという、教育の役割」(TJ 101 / rev. 87) を考慮して、様々な偶然的要因のために自らの能力を開花させる機会を逸した不遇な人々に対しても、相応の教育資源を配分することが求められるのである。

したがって、ロールズにとつての格差原理の意義は、公正な機会の平等がその理念から逸脱する傾向を防止するという、実体的効果にのみ認められるわけではない。むしろ、その本当の意義は、諸個人間の自然的能力の不平等が社会経済的地位の不平等へと反映されることはさしあたり許容されるものの、それらの不平等は他の恵まれない人々の状況の改善に資するように機能しなければならぬという制約を、公正な機会の平等と並ぶ正義の要求事項として付け加え、出身階層や自然的能力に恵まれた人々が他の恵まれない人々を犠牲にしてより大きな利益を得ることは許されないというメッセージを、第二原理全体が体现する正義の要求として明確に表明することにある。このように格差原理が付け加えられることで、公正な機会の平等の理念は、単なるメリトクラシー的な社会の正当化論ではない正義構想の一部としての、新たな位置づけを与えられる。そして、このように第二原理全体の正義の要求が再定式化されることで、もっとも不遇な人々は、自分たちが不遇な状況を余儀なくさせられているのは、他の人々よりも才能や能力の面で劣っているからでもなければ、他の恵まれた人々の自己利益の追求の犠牲とされているからでもないという、自分自身の価値についての感覚を確保することができ、たとえ他人よりも不遇な状況にあるとしても、そうした自らの社会経済的地位やそれを生み出した社会制度を受け入れることが可能になる。つまり、格差原理は、リベラルな平等の社会では損なわれてしまいかねないもっとも不遇な人々の自尊心を保持し、正義原理の受け入れを可能とすることで、社会協働の積極的な

参加者とすることを可能にするのである。

以上、本節では、第二原理の解釈問題に関するロールズの議論について、運平等主義とは異なる視角からの再解釈を試みてきた。もし、以上の解釈が正しければ、自然的自由のシステムからリベラルな平等への移行は機会の平等という発想に基づいている一方、リベラルな平等から民主的平等への移行を支えているのは、機会の平等の追求でもなければ運平等主義的発想でもない。むしろ、その移行を促しているのは、機会の平等という理念の中に胚胎するメリトクラシイ的傾向の脱却と、それに伴う正義の要求の再設定の必要性である。たとえ自由市場に対して公正な機会の平等という制約が課されても、自然的・社会的偶然性が社会的・経済的不平等に影響を及ぼすことは不可避的であることから、易々とメリトクラシイ的な社会へと陥ってしまう。そして、こうした社会では、出身階層や自然的能力などの自然的・社会的偶然性が諸個人間の社会的・経済的不平等へと反映されることが、そうした不平等を正当化する十分な論拠を欠いたまま、許容されてしまう。だが、いったん格差原理のように補償原理や博愛原理の精神を体現した正義の要求が付加され、社会の基礎構造の目的それ自体が転換されると、メリトクラシイ的傾向は抑制される。また、出身階層や自然的能力に恵まれない不遇な人々は自らの価値についての感覚を保証され、自らをそのような不遇な状況に位置づけている社会制度配列や、その社会制度配列を統制している正義構想を受け入れることが可能になる。

無論、格差原理を含む正義の二原理がそのような自分自身に対する価値の感覚を本当に陶冶するのか、という問題は残る。そして、これはロールズが『正義論』の第三部全体を費やして論証を試みている事柄であり、限られた紙幅での詳細を検討することはできない。だが、その正否はともかくとしても、以上の議論により、ロールズの正義の二原理の背後に潜む基本的な平等観は突き止められたと思われる。すなわち、正義の二原理の背後にロールズが見据える根本的な平等観とは、正義原理のもとで統制された社会協働に対して積極的な参画を可能にするような市民としての地位を、その出身階層や自然的能力の差異に関わらず、すべての人々に等しく保証することにある。そして、あらゆる種類の自

然的・社会的偶然性の影響が人々の社会的・経済的地位を大きく左右する中で、その平等な市民としての地位を保証するために重要な役割を果たすのが、格差原理なのである。

結 論

本稿では、ロールズが『正義論』第二章において有名な契約論証とは独立に展開している第二原理の解釈問題に関する議論に照明を当て、正義の二原理の背後に潜むロールズの平等主義的性格の探究を試みた。従来このロールズの議論はいわゆる運平等主義の淵源とみなされてきたが、実際にはロールズはそうした発想を受け入れていない。自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性という主張は、ノージックの権原理論のように、諸個人間の出身階層や自然的能力の不平等が社会経済的地位の不平等へと反映されることを、ほぼ無条件に許容するような分配理論に対して、そうした不平等に対する独立の正当化論拠の必要性を説くものである。そして、ロールズの格差原理の背後にあるのも、やはり運平等主義的発想ではない。むしろ、そこにあるのは、機会の平等を正義の要求の出発点としながらも、その理念の中に胚胎するメリトクラシー的傾向を抑止すべく社会の目標を転換し、出身階層や自然的能力に恵まれない不遇な人々の自身に対する価値の感覚を確保することを通じて、社会協働に積極的に参画可能な市民としての地位を平等に保証しなければならぬ、という発想である。

無論、このメリトクラシー的傾向を抑止するのがなぜ格差原理でなければならないのか、という問題は残る。例えば、格差原理のようにもつとも不遇な人々の状況の改善を要求するのではなく、人々が社会の中で真つ当な生活を送るために必要な本質的ニーズとして定義されるような、いわゆる「ソーシヤル・ミニマム」の充足という要求でも、補償原理や博愛原理の精神は伝えられるとも考えられる (cf. Waldron 1986)。本稿では紙幅の都合上この問題を検討できなかったが、これはロールズ本人も十分には答えられていない重大な問題であると思われる。いずれにせよ、以上の議論を通

じてわれわれは、本稿冒頭で掲げた問題、すなわち、なぜわれわれは平等主義的な社会の実現を目指すべきなのかという問題に対する、ロールズの立場からの回答を得ることができる。格差原理のように自然的・社会的偶然性からの影響を軽減・緩和する平等主義的分配は、誰一人として他人の利益追求の犠牲にされてはならないという明確な正義の要求のもと、出身階層や自然的能力に恵まれない不遇な人々の自分自身の価値に対する感覚（＝自尊心）を保証し、自らの社会経済的地位やそれを生み出した社会制度、さらにはそうした社会制度配列を統制する正義原理の受け入れを可能にする。つまり、ロールズにとっての根本的な平等観とは、正義に統制された社会協働への参画を可能にするような市民としての地位を、その出身階層や自然的能力の差異に関わらず、すべての人々に平等に保証することの重要性に根差しているであり、各人を平等な市民として保証するような正義構想によって統制された安定的な社会の確立のために、そうした平等主義的な社会が目指されるべきなのである。

注

- (1) 以下に続く本節の議論は、ポグゲに負うところが大きい。(cf. Pogge 1989: 65-9)。
- (2) ウォルドロンの批判に対するロールズの回答については、Rawls 2001: 127-30 [224-9] を参照。

参照文献 (凡例は本稿の(上)編を参照)

- Nozick, Robert, 1974: *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books. (邦訳: ロバート・ノージック, 『アナキー・国家・トータルビー』, 嶋津格訳, 木鐸社, 一九九六年。)
- Pogge, Thomas W., 1989: *Realizing Rawls*, Ithaca: Cornell University Press.
- Rawls, John, 1971: *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press.
- , 1980: "Kantian Constructivism in Moral Theory," *Journal of Philosophy* 77: 515-72.
- , 1999: *A Theory of Justice*, revised edition, Cambridge: Harvard University Press. (邦訳: シモン・ロールズ, 『正義論』,

矢島鈞次監訳、紀伊国屋書店、一九七九年。)

——, 2001: *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Cambridge: Harvard University Press. (邦訳：ジーン・ローレンズ、『公正としての正義 再説』田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、二〇〇四年。)

Waldron, Jeremy, 1986: "John Rawls and the Social Minimum," in *Journal of Applied Philosophy* 3, pp. 21-33. Reprinted in his *Liberal Rights: Collected Papers 1981-1991*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, pp. 250-70.

(付記) 本稿は、京都大学大学院文学研究科に提出された博士論文『「公正としての正義」研究』第五章の内容に、大幅な加筆修正を加えたものである。

(筆者 はやし・よしのり 東京大学特任助教／倫理学)

THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

Rawls' Second Principle and its Egalitarian Character, Part 2

by

Yoshinori HAYASHI

Project Assistant Professor
The University of Tokyo

John Rawls' theory of justice as fairness has often been regarded as an origin of "luck egalitarianism" in contemporary political philosophy. This paper aims to argue against this view and explore its true egalitarian character underlying Rawls' theory of justice. This paper is divided into two main parts. In this second part I will clarify what Rawls intends when he claims that social and natural contingencies are arbitrary from moral point of view. This claim is meant to point out a need to find some independent justification for the social and economic inequalities, which reflect the unequal distribution of natural abilities and familial circumstances between individuals. Then I will reconstruct a coherent argument for the difference principle from the above findings and explicate the true egalitarian character underlying Rawls' theory of justice. Difference principle is designed to cancel out a meritocratic tendency conceived in the ideal of equality of opportunity and thereby establish the basic equality as citizens, who can willingly participate in the social cooperation governed by the principles of justice.
